

令和4年6月9日

保護者様

大阪市立大正北中学校
校長 松田 光平

令和4年度 就学援助制度申請の締切日について

並びに早期申請で認定された方へのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題につきまして、令和4年度の4／1認定にかかる就学援助申請（一般2）の締め切りが近づいております。就学援助制度は、1年ごとの申請・認定となり、昨年度に認定のご家庭も、あらたに本年度も申請手続きが必要です。就学援助の申請をお考えで、申請書類と添付書類の提出がお済みでない場合は、大正北中学校へ提出してください。事情等で証明書類が遅れる場合でも、申請書は、締切日までに提出してください。（申請済みの方には、受領書をお渡ししています。）

また、早期申請で認定された方には、お知らせを裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

記

1 提出書類

① 令和4年度就学援助申請書兼世帯状況票

※証明書類が遅れていても、申請書のみを6／30（木）までに必ず提出してください。

② 申請理由を証明する書類等

③ 必要な方のみ、就学援助費口座振替申出書 ※保護者名義の口座に限ります。

（徴収金振替口座と同じ口座を使用する場合は不需要です。）

2 申請締切日 令和4年6月30日（木）

① 一般1申請（税情報利用同意） 5月13日（金）に終了しました。

② 一般2申請（証明書類添付） 6月30日（木）

7月1日（金）以降に申請された場合は、申請日からの認定となります。申請日以前に購入・実施した教材費や行事費用・入学準備補助金は支給されません。必ず、受付期間内に申請してください。

裏面に続く

3 提出場所・お問い合わせ先

〒551-0031 大阪市大正区北村3-1-1
大阪市立大正北中学校（事務室） TEL：06-6554-6050
※提出は、保護者の方が持参または郵送でお願いいたします。

4 その他

- ・昨年度に認定されていた方でも、毎年あらためて申請が必要です。
- ・生活保護を受けておられる方も、必ず毎年申請してください。

※生活保護が廃止された場合、翌日からすぐに就学援助費の支給になります。

また、修学旅行費用の支給は、就学援助費の申請が必要です。

- ・同一校へは、一世帯で一枚の申請書の提出です。
- ・同一校にきょうだいがいる場合は、下の学年のお子さんから記入してください。
- ・生計を一にする世帯全員の書類は、同一の年度及び同一の理由であわせて提出してください。（控除対象配偶者の方の証明書も必要です。）
- ・認否結果の通知書は、申請者の方あてに教育委員会から、直接、郵送されます。
- ・PTA会費は、就学援助費からの支給はありません。徴収金として納入してください。

☆ 早期1・早期2申請で認定された方へ

- ① 1年生について、早期2で認定された方は、入学準備補助金（¥60,000円）が保護者届出口座へ振込みされます。
- ② 2年生について、早期2で認定された方は、生徒費の繰越金（¥608円）が学校口座に入ります。すでに、繰越金が納入となっている方は、保護者届出口座へ振込みされます。
- ③ 3年生について、早期2で認定された方は、納入済みの5月分生徒費（¥5,700円）が、保護者届出口座に振込みされます。（未納がある場合は就学援助費から生徒費への充当となり、学校口座に入ります。）
生徒費の繰越金（¥1,081円）は、学校口座に入ります。すでに繰越金が納入となっている方は、保護者届出口座へ振込みされます。
- ④ 早期1・2申請で認定された方、全学年とも、今後、生徒費については、就学援助費からの充当となり、納入はありません。ただし、積立金とPTA会費については、振替がありますので、期日までに振替口座へご入金をお願いします。
- ⑤ 支給予定日 7月1日（金）